

甲斐市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき、令和2年4月24日付けで、（仮称）甲斐市フラワーパーク&ミュージアム整備運営事業の賛否を問う住民投票条例の制定の請求があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和2年4月24日

甲斐市長 保坂 武



1 請求代表者の住所及び氏名

住 所 山梨県甲斐市篠原2910番地1
氏 名 木村 富貴子

住 所 山梨県甲斐市龍地1309番地16
氏 名 妻鹿 絢子

住 所 山梨県甲斐市篠原861番地2
氏 名 宮坂 要

住 所 山梨県甲斐市西八幡664番地2
氏 名 佐藤 悦子

住 所 山梨県甲斐市境296番地1
氏 名 小越 澄子

住 所 山梨県甲斐市大久保157番地1
氏 名 大久保 洋美

2 請求の要旨

別紙のとおり

別紙

(仮称) 甲斐市フラワーパーク&ミュージアム整備運営事業の賛否を問う住民投票条例 制定請求の要旨

甲斐市は、山梨県緑化センターの跡地を活用して交流拠点施設を整備し地域活性化を図るとして、「(仮称) 甲斐市フラワーパーク&ミュージアム整備運営事業」を進めています。事業費は、イニシャルコスト 23 億 5,500 万円、ランニングコスト年間 1 億円程度としています。

平成 30 年に市が主催した 2 回の住民説明会では、出席した多くの市民から、本事業に対する疑問や厳しい意見が数多く出されました。平成 31 年 4 月には市民団体から市に対し本事業の凍結と見直しを求める要望書が提出され、同年 12 月には市民 4,022 筆の同趣旨の署名も提出されました。

ところが、市は市民のこうした疑問や意見や要望に全く耳を傾けないばかりか、住民説明会の翌月には、早々と事業化の方針を決定するに至りました。

この事業を巡っては、次のような問題点があります。

- ① 平成 25 年、県の緑化センター廃止の方針に対し、存続を求める甲斐市民を中心とした署名は 36,000 筆以上に達しました。また平成 29 年 1 月に市民から募ったアイデアの中に多く見られたように、市民が求めるのは、貴重な樹木や豊かな緑に囲まれた、市民が自由に使える憩いと交流の場となる空間であり、数多くの貴重な樹木の伐採という犠牲の上に立ったバラ園と美術館の建設という市の計画は、市民の願いとは相容れないものです。
- ② 人口減少などにより歳入が減少局面を迎える中、扶助費、小中学校の校舎等の建替え、広域ごみ処理場建設に伴う負担金など、歳出の大幅な増加により、市の財政は一層厳しくなることが見込まれます。本事業による多額の整備事業費や毎年発生する 1 億円近い指定管理料が次世代への負の遺産になることは目に見えています。
- ③ 加えて、「甲斐市フラワーパーク&ミュージアム」の設定入場料は、県内の類似施設の中でも非常に高く、リピーターの来場がほとんど期待できないなど、経済波及効果どころか、施設単体での採算性にも疑問符が付きます。
- ④ このように、その成否が大きく問われている事業であるにもかかわらず、市は、事業の方針、内容、進め方について、市民の声を積極的に聞こうとしません。次世代に負の遺産を残さないために、市民の意志を確認する機会をつくることが重要と考えます。

以上のことから、「(仮称) 甲斐市フラワーパーク&ミュージアム整備運営事業」の賛否を問う住民投票条例の制定を求めます。